

HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす(B 期間) 利用約款

令和 7 年 3 月 17 日制定
東日本高速道路株式会社
北海道支社

(通則)

第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する、「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす」(B 期間)(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第 2 条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第 2 条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第 3 条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の 2 車種(車種区分は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)を対象とします。

(実施期間等)

第 4 条 本商品の実施期間は、令和 7 年 12 月 1 日(月)から令和 8 年 4 月 2 日(木)までとします。

2 本商品は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大 3 日間(利用開始日の 0 時から利用最終日の 24 時まで。ただし、利用開始日当日の申込みの場合は申込み手続き完了時から利用期間の最終日の 24 時までの連続した期間(以下「利用期間」といいます。))の利用が可能です。

ただし、次の各号に定める期間に該当する日(以下「除外日」といいます。)を利用期間に含む申込みはできません。

一 当社が別紙 1 で別途指定した日

3 各通行にかかる日時の判定は、入口料金所または出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。

一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南 IC～札幌 JCT、札幌自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。

二 札幌自動車道(札幌西 IC～小樽 IC)において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。

三 道東自動車道(千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC)において、本別 IC・足寄 IC を入口として通行する場合

は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

(対象区間)

第 5 条 本商品はプランごとに、次表に定める対象区間(以下「周遊エリア」といいます。)の通行に適用します。

プラン名	対象区間
道北プラン	道央自動車道 新千歳空港 IC～士別剣淵 IC 札幌自動車道 小樽 IC～札幌 JCT 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～千歳東 IC 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC
道東プラン	道央自動車道 新千歳空港 IC～札幌 JCT 札幌自動車道 小樽 IC～札幌 JCT 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC
道南プラン	道央自動車道 大沼公園 IC～札幌 JCT 札幌自動車道 小樽 IC～札幌 JCT 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT 日高自動車道 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～千歳東 IC

(申込方法等)

第 6 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までにインターネットにて申込みください。(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。)ただし、利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の 0 時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。

- 前項に基づく申込みの際は、「利用開始日、利用日数、車種、申込者氏名、メールアドレス、居住する都道府県、連絡先電話番号、ETC カード番号及び有効期限」(以下「申込内容」といいます。)を登録してください。
- 当社は、申込みされた内容により受付手続きが完了したときには、受付手続きが完了したことを電子メールにより申込者へ通知するものとします。また、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって申込内容を有効とし、申込内容を登録します。なお、前項に定める申込内容を満たしていても、第 13 条に定める各号の一に該当する場合は適用対象外となるため、登録をもって当社が本商品の利用を保証するものではありません。
- ETC カードの利用の可否は発行カード会社及び六会社の取扱いによりしますので、本約款に基づく本商品の受付は、当社が登録された ETC カードの有料道路における利用を保証するものではありません。
- 本商品は次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第 3 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 8 条に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合は ETC 時間帯割引後の料金。(以下「通常料金」といいます。))の支払いを受けます。
 - 登録した ETC カード(以下「登録 ETC カード」といいます。)を利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。

- 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。
 - 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。ただし、自家用自動車の有償貸渡事業等を営む者等(以下「レンタカー事業者」といいます。)から借受けたレンタカー事業者名義の ETC カード(以下「レンタル ETC カード」といいます。)の場合は除く。
- 6 レンタカー事業者のレンタル ETC カードにより本商品を利用する場合は、本商品の利用について予め同意を得なければなりません。また、本約款に定める事項に承諾のうえ、レンタカー事業者が申込手続きを行うことも可能です。

(登録内容の変更)

第 7 条 本商品の申込み手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。

- 一 前条第 1 項に基づく申込み 第 14 条第 2 項第 1 号に定める解約を行ったうえで、再度本商品のホームページにて申込みください。

(利用方法)

第 8 条 関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、本商品に登録している ETC カードを使用して、第 5 条の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。本商品を申込みした利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

- 2 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の当社の指定するインターチェンジ等(通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む)から高速道路へ進入してください。
- 3 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車 1 台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
- 4 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。
- 5 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合には、入口料金所の一般レーンで通行券を受取り、出口料金所および本線料金所では、一般レーンまたは ETC/一般レーンの料金所係員に通行券と登録 ETC カードを渡してください。また、出口料金所および本線料金所の ETC レーンが閉鎖され通行できない場合も同様に、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡してください。(均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡してください。)いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは ETC/一般レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し、係員の指示に従ってください。

(請求等)

第 9 条 当社は、利用期間の最初の通行において、別表①に定める販売価格を、本商品の料金として課金します。

なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。

- 2 通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内及び ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常料金(通常の ETC 割引が適用される場合、通常の ETC 割引適用後の

料金。以下同じ)が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払は不要です。

- 3 ETC 利用照会サービス(登録型)または ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「ドラ割(北海道)」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。
- 4 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、登録した利用期間における 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

(他の割引との適用関係)

第 10 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
- 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。
- 4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合にも、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 11 条 令和 7 年 12 月 1 日(月)より当社が別途定める期間において、本商品を平日のみを利用期間として申込み、第 8 条に定める通行を行った場合、別表①に定める本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイントを付与するものとします。

- 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(ETC パーソナルカードの利用停止)

第 12 条 ETC パーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下、「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

[詳しくはこちら](#)

(適用対象外及び無効)

第 13 条 本商品は、次の各号の一に該当する場合は適用対象外とし、その通行については本商品の料金は適用されません。なお、適用対象外の通行は、別途通常料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき

- 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
- 四 登録車種より上位の車種で通行したとき
- 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
- 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき
- 七 登録した利用期間に第 8 条第 1 項に定める通行がなかったとき
- 八 第 8 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき

ただし、第 5 条の対象区間内外の料金所相互間を通行した場合、また第 5 条の対象区間外の料金所相互間を対象区間内を含んで通行した場合、対象区間内にあたる部分と対象区間外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます(ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。)

- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、料金を不法に免れた額のほか 2 倍に相当する額の割増金の支払いを受けます。
 - 一 正しい車両情報がセットアップされた ETC 車載器を未設置で通行したとき
 - 二 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき
 - 三 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき
- 3 レンタカー及びレンタル ETC カードにより本商品を利用する場合において、各通行が前 2 項の各号に該当する場合には、その通行にかかる通常料金を本商品の申込み手続きを行ったレンタカー事業者の営業所にて支払ってください。

(解約等)

- 第 14 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、及び一部返金はいりません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。
 - 一 第 6 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品のホームページにてその記載内容に従って行ってください。
 - 3 利用期間中であっても、本商品が適用となる第 8 条第 1 項に定める通行がない場合に限り、前項各号にかかわらず、解約ができます。この解約手続きは、各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。
 - 一 第 6 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約を申し出てください。
 - 4 前 2 項に定める解約が行われない場合も、登録された利用期間中に登録 ETC カードで第 8 条第 1 項に定める通行実績がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求されません。レンタカー及びレンタル ETC カードにより本商品を利用する場合において、既に本商品の料金を支払っている場合には、本商品の料金を支払ったレンタカー事業者の営業所に申し出てください。

(個人情報保護)

- 第 15 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす」のプライバシー保護に関する方針)に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 第 16 条 当社は、次の各号に掲げるときに、本商品をお申し込みのお客さまが被った被害について、一切責任を

負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込み内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんまたは窃取されたとき
- 四 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天変地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 ETC カードの利用が停止されたとき
- 七 第 6 条第 6 項に定めるレンタカー事業者からの同意を得ずにレンタル ETC カードにより本商品を利用したとき

（約款の変更）

第 17 条 本約款は特別の事情により変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

《附 則》

本約款は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 4 月 2 日の間の利用に関し適用します。

別表① 販売価格

利用日数	普通車	軽自動車等
2 日間	6,500 円	5,200 円
3 日間	7,600 円	6,100 円

○令和 7 年度「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす」の利用可能期間について

<B 期間:2025 年 12 月～2026 年 3 月利用開始分>



 : 利用可能期間(B期間)
 : 除外日
 … 2～3日間プランの最終利用開始日
 … 利用開始日に設定することができない日
 … 最大2日間利用可能
 … 日帰りのみ利用可能

利用日数	2 日間	3 日間
普通車	6,500 円	7,600 円
軽自動車等	5,200 円	6,100 円

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

ETC でのご利用料金は、お客様がご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす」ではなく、一般的なドラ割の例)

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1.ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

ドラ割ご利用期間					…確定した額
5月25日 ドラ割対象外	6月5日 ドラ割対象	6月8日 ドラ割対象	6月10日 ドラ割対象		
通常の料金	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	
6月4日までにご利用分の料金を確定した時点	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	未払債務の合計額 42,000円
	↓	↓	↓	↓	ご利用可能額 40,000円
ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点	12,000円	10,000円	0円	0円	未払債務の合計額 22,000円
	↓	↓	↓	↓	
		(ドラ割商品の料金)			

《利用停止》

2.一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

ドラ割ご利用期間					…確定した額
5月25日 ドラ割対象外	6月5日 ドラ割対象	6月8日 ドラ割対象	6月10日 ドラ割対象		
通常の料金	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	
6月7日までにご利用分の料金を確定した時点	12,000円	10,000円	10,000円	9,000円	未払債務の合計額 41,000円
	↓	↓	↓	↓	ご利用可能額 40,000円
		6月5日のご利用のみ一時的に ドラ割商品の料金に置き換わる			
ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点	12,000円	10,000円	0円	0円	未払債務の合計額 22,000円
	↓	↓	↓	↓	
		(ドラ割商品の料金)			